

阿賀野市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 4 日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

阿賀野市規則第 3 4 号

阿賀野市財務規則の一部を改正する規則

阿賀野市財務規則（平成 1 6 年阿賀野市規則第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項を次のように改める。

企画財政課長は、予算管理上必要があると認めるときは、主管の長に予算執行計画の提出を求めることができる。

第 2 2 条第 2 項中「ときは、」の次に「第 2 1 条ただし書きの規定による流用において」を加える。

第 2 4 条第 2 項中「、市長の決裁を経て」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。